

指定病院等における 不在者投票事務の手引

美郷町選挙管理委員会

目 次

1. はじめに	1
2. 不在者投票とは	1
3. 指定病院等とは	1
4. 不在者投票をすることができる者は	1
5. 不在者投票のできる期間は	2
6. 不在者投票を管理するのは誰か	2
7. 不在者投票管理者の主な仕事は	3
8. 投票記載場所の設備は	3
9. 不在者投票の手続きは	4
10. 投票には投票立会人の立会が必要である	6
11. 不在者投票の送致	6
12. 記録の作成について	6
13. 所要費用について	7

凡 例

この手引において左欄に掲げる用語は、それぞれ右欄に掲げる略称を用いた。

用 語	略 称
公職選挙法	法
公職選挙法施行令	令
公職選挙法施行規則	則

1. はじめに

この手引に書かれている不在者投票の事務手続は、不在者投票を行うことができる病院、老人ホーム等の不在者投票管理者のもとで行う不在者投票の場合についてのみ記載してあります。

2. 不在者投票とは

選挙における投票は、原則として選挙人が「選挙の当日、自ら投票所に行き、投票しなければならない。」(法 44 条 1 項)ものとされており、投票用紙は「選挙の当日、投票所で交付される。」(法 45 条 1 項)ことになっています。

しかし、数多い選挙人の中には、病院に入院しているとか、船に乗って航海に出てしまう等の理由で、投票したいという意思を持ちながらも、選挙の当日、その人が登録されている投票所まで行って投票することができないと見込まれる人があります。

そこで、不在者投票はこのような事情に該当すると見込まれる人のために、投票日の前でも投票ができるように考えられた制度で、具体的には不在者投票のできる人(法 48 条の 2 第 1 項該当者)が一定の手続によって、投票日の前にあらかじめ投票用紙の交付を受け、投票日の前日までに法律で定められた場所で投票するという例外的なしくみです。

3. 指定病院等とは

指定病院等とは、都道府県の選挙管理委員会が不在者投票を行うことができるとして指定した病院(医療法にいう病院、ただし介護老人保健施設も含む。)、老人ホーム(老人福祉法にいう養護老人ホーム等)、原子爆弾被爆者養護ホーム(原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律にいう被爆者を入所させる施設)、身体障害者支援施設(障害者自立支援法にいう障害者支援施設等)、保護施設(生活保護法にいう救護施設等)等(以下「指定病院等」という。)をいいます(令 55 条 2 項)。

4. 不在者投票をすることができる者は

指定病院等で不在者投票のできる者は、次のすべての条件を満たしていなければなりません。

(1) 選挙人であること。

○不在者投票をしようとする選挙の選挙権を有していること。

○選挙人名簿に登録されていること。

(2) 指定病院等に入院中または入所中であること。

(3) 選挙の当日、次のいずれか 1 つに該当すると見込まれるものであること。

ア、歩行は容易であるが入院又は入所している指定病院等が自分の登録されている投票区の区域外にあること(法 48 条の 2 第 1 項 2 号)。

イ、疾病・負傷・妊娠・老衰・身体の障がい若しくは産褥にあるため、歩行が困難であること(法 48 条の 2 第 1 項 3 号)。

- (注) A. 指定病院等で不在者投票のできる人は、入院患者及び入所者に限られています。
通院患者や入院患者の付添人、当該指定病院等の職員はその病院等で不在者投票
をすることはできません。
- B. 選挙当日歩行の容易な入院患者・入所者は、入院（入所）中の指定病院等がその
選挙人の登録されている投票区の区域内にあるときは、その病院等で不在者投票
をすることはできません。

5. 不在者投票のできる期間は

不在者投票のできる期間は選挙の期日の告示の日の翌日から選挙の期日（投票日）の前
日までです。したがって、不在者投票のできる期間は次のとおりです。

- (1) 美郷町議会議員一般選挙（投票日 7 月 20 日）

7 月 16 日から 7 月 19 日まで

なお、時間は午前 8 時 30 分から午後 5 時までです（法 270 条）

6. 不在者投票を管理するのは誰か

- (1) 不在者投票管理者(法 49 条、令 55 条)とは、不在者投票事務全般を管理し執行す
る人のことで、不在者投票が選挙人の自由な意思で公正に行われるように配慮しなけ
ればなりません。その役目は次のとおりです。

① 不在者投票事務に関する手続きのすべてについて、最終的な決定を行う。

② 不在者投票事務に従事する人を指揮監督する。

- (2) 指定病院等における不在者投票管理者には原則として、その指定病院の院長、指
定老人ホームの長、身体障害者支援施設の長、保護施設の長等(以下「指定病院の
院長等」という。))がなります(令 55 条 2 項、4 項 2 号)。

- (注) A. 指定病院の院長等が候補者となった場合又は指定病院の院長等が外国人である場
合は、病院の院長の職務を代理すべき医師・歯科医師若しくは老人ホームの長・身
体障害者施設の長又は保護施設の長等職務を代理すべき人が不在者投票管理者に
なることになっています(令 55 条 8 項、9 項)。

B. 指定病院の院長に事故があったり、欠けた場合も同じです(令 55 条 9 項)。

C. 不在者投票管理者は、不在者投票に関し、その業務上の地位を利用して選挙運動
をすることができません(法 135 条 2 項)。

D. 一般の不在者投票制度のほかに、郵便等による不在者投票制度があります。これ
は、身体障害者福祉法に規定する身体障害者手帳もしくは戦傷病者特別援護法に
規定する戦傷病者手帳の交付を受けている人又は介護保険法に規定する被保険
者のうち、あらかじめ市町村選挙管理委員会から郵便等投票証明書の交付を受け
た選挙人本人が、自ら投票用紙及び郵便等による不在者投票用の投票を記載した
後、市町村の選挙管理委員会の委員長に直接郵便等をもって送付する制度です。
この場合、指定病院等で投票を記載することもあります。指定病院の院長等が

不在者投票管理者となつて行う不在者投票ではありません。

なお、郵便等による不在者投票をすることができる人が、郵便等による不在者投票のしるしをしないで、指定病院等における不在者投票を行う場合は病院長等が当然に不在者投票管理者となります。

7. 不在者投票管理者の主な仕事は

指定病院の院長等には不在者投票管理者として次のような事務を処理していただくことになります。

- (1) 入院又は入所中の選挙人の依頼によって、その選挙人に代わって投票用紙及び投票用封筒の交付を、その選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に請求すること（令 50 条 4 項）
- (2) 上記(1)によって投票用紙などの交付を受け、これを選挙人に渡すこと（令 53 条 4 項）。
- (3) 選挙人が不在者投票をする際に投票用紙、投票用封筒及び不在者投票証明書（個人で請求した場合のみ）を点検すること（令 58 条 1 項、2 項）。
- (4) 選挙人が不在者投票をする際に選挙権を有する者を立会人を選び、立ち会わせること（令 58 条 3 項）。
- (5) 不在者投票記載所の設備をすること（令 58 条 4 項）。
- (6) 選挙人から代理投票の申請を受けた際にその可否を決定すること（令 58 条 4 項）。
- (7) 不在者投票をその選挙人の名簿のある市町村の選挙管理委員会に送致すること（令 60 条 1 項 1 号）。

8. 投票記載場所の設備は

- (1) 不在者投票管理者は、投票記載場所について、他人が選挙人の投票の記載を見ることができないように投票の秘密を保持し、また投票用紙の交換その他不正が行われることを防止するために、相当の設備をしなければならないこと（令 58 条 4 項）。
- (2) 投票記載場所には、候補者の氏名等を記載したポスター等の文書図面を掲示することができないので、掲示してあるときは撤去しておくこと（法 143 条 3 項、法 145 条 1 項、法 201 条の 11 第 6 項、法 201 条の 13 第 1 項）。なお、投票記載台にも候補者の氏名等を掲示することはできませんが、選挙管理委員会から送付する選挙公報やなどによって、候補者の氏名等の周知を図ってください。

9. 不在者投票の手続きは

(1) 投票用紙等の請求の方法

投票用紙及び投票用封筒を請求する方法は、選挙人が自ら請求する場合と指定病院の院長等又はその代理人が代わって請求する場合の二通りがあります（別表 2 参照）。

ア、投票用紙等の請求先は

選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会委員長に対して選挙期日の告示日前から選挙期日の前日までに請求することができます。

イ、請求にはどんな文書が必要か

請求は直接又は郵便等によって行うことになっています。

(ア) 選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して請求する場合

① **選挙人自らが請求する場合**

㊦ 選挙の当日、不在者投票事由に該当する見込みである旨の宣誓書

㊧ 指定病院等で投票する旨の申立書

㊨ 船員の場合は㊦㊧のほか選挙人が登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の発行する選挙人名簿登録証明書

② **指定病院の院長等又はその代理人が選挙人に代わって請求する場合**

㊦ 投票用紙等請求書(指定病院の院長等の押印は必要ありません)

請求書には、請求書別紙兼不在者投票実施てん末書を添付してください。

ウ、投票用紙の交付を受けたら

投票用紙等の交付を受けたら、種別・数量を必ず点検するとともに、紛失等のないよう管理に十分注意を払ってください。

(2) 不在者投票の方法

ア、不在者投票をさせる前にしなければならないことは

(ア) 投票用紙の点検(令 58 条 1 項)

不在者投票管理者は、選挙人にその投票用紙等を提示させ、所定のものであるかどうか、選挙人であるかどうかを確認すること。

投票用紙は、白色の用紙に黒インクで印刷したものを使用します。

(イ) 候補者の氏名等が記載してある場合の措置

投票用紙に候補者の氏名が既に記載してある場合は、不在者投票管理者は選挙人に投票用紙等を変換し選挙人の選挙人名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に、その投票用紙と引換えに再交付の請求をさせたいえ、所定の不在者投票を行わせること。

(ウ) 不在者投票証明書の点検(令 58 条 2 項)

(名簿登録地の市町村選挙管理委員会の委員長に選挙人自らが請求した場合に限る。)

① 選挙人が自分で投票用紙を請求したのものであるときは、不在者投票証明書を封筒のまま提出させ、その封筒が開披されていないかどうかを点検してください。

② 不在者投票証明書の封筒が開披されているときは、選挙人が誤って開披したかどうかを問わず、投票させることはできません。

③ 不在者投票をする指定病院等と不在者投票証明書に記載されている投票をし

ようとする指定病院等とが一致するかどうか確認し、一致しないときは、選挙人にその理由を聞き、正当な理由があるときには投票させることができます。

イ、投票するときの手続（令 58 条 1 項）

- ① 投票の記載場所において、投票用紙に候補者の氏名を自書させ、これを投票用内封筒に入れて封をさせ、さらに投票外封筒に入れて封をさせた上、外封筒の表面に署名させて提出させてください。
- ② 投票用外封筒の署名を忘れたり、指定病院の院長等が選挙人に代わって氏名を記載してはなりません。
- ③ 投票用外封筒の署名の下に捺印するとか、投票用封筒を印をもって封緘する必要はありません。
- ④ 代理投票を希望する者がいるとき。
 - ㉞ 選挙人が身体の故障等のため候補者の氏名を自書することができないときは、その申請により代理投票をさせることができます。
 - ㉟ 代理投票をさせるときは立会人の意見を聴いて補助者 2 人を決め、その 1 人の立会の下に、他の 1 人が投票記載場所で選挙人の指示する候補者の氏名を記載し、投票用内封筒に入れて封をし、さらに投票用外封筒に入れて封をした上、外封筒の表面に選挙人の氏名を記載し直ちに提出させること。この場合、選挙人に代わって代理で候補者の氏名を記載した者は、外用封筒の表面に代理人記載人として名前を書かないこと。（これを書くのは後述㊸の代理投票の仮投票の場合のみである。）

なお、前記 7 の (4) の立会人が補助者となることはできないことに注意すること。

- ㊵ 代理投票の事由がないと不在者投票管理者が認めたときは、立会人の意見を聴いて、代理投票を拒否することができます。

㊶ 代理投票の仮投票をさせる場合

- I 代理投票を拒否された選挙人に不服があるとき
- II 代理投票をさせることについて立会人に異議があるとき

代理投票の仮投票の場合は、代理投票の補助者のうち投票用紙に候補者の氏名を記載した者に、投票用外封筒の表面に選挙人の氏名を記載させ、さらにその者(補助者)の氏名を表面左下段に「代理記載人〇〇〇」と記載させて提出させること。

⑥ ベットの上で投票できるか

原則としてベットの上で不在者投票をすることはできませんが、重病人等歩行困難な選挙人の投票については、不在者投票管理者の管理下で立会人の立会がある場合に限り、ベットの上ですることでもあります。この場合においては、投票の秘密保持に十分注意を払い、また投票の取扱いを慎重にしなければなりません。

10. 投票には投票立会人の立会が必要である

不在者投票管理者は、不在者投票が行われる場合において選挙権を有する立会人を立会させなければなりません(令 58 条 3 項)。立会人は、不在者投票管理者及びその補助者(事務従事者)、代理投票の補助者とは、兼ねることはできません。

11. 不在者投票の送致

不在者投票管理者は、選挙人から投票を受け取った場合において、投票用外封筒の裏面に投票の年月日及び場所を記載し、これに記名し、かつ、立会人に署名させ、不在者投票証明書がある場合はそれとともに他の適当な封筒に入れて封をし、その表面に投票が在中する旨を明記し、その裏面に記名して印を押し、直ちにこれを選挙人が登録されている名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に送致し、又は郵便等をもって送付しなければなりません(令 60 条)。この場合において、投票の年月日及び場所の記載、不在者投票管理者の記名、立会人の署名を忘れたりすると、その投票は受理されないこととなるので注意してください。(投票用外封筒記載例を参照)

12. 記録の作成について

不在者投票を管理した場合、その選挙の種類、実施年月日、実施場所、指定病院の院長又はその代理人の職・氏名、事務補助者の職・氏名、立会人の氏名、投票をした選挙人の氏名、代理投票をさせたときは代理投票をした選挙人の氏名及びその補助者の氏名、その他必要と認める事項等を「請求者別紙兼不在者投票実施てん末書」に記録し、保管しておいてください。

なお、投票用紙等の請求、交付及び送付又は送致の経過を記録した「不在者投票記録簿」を作成し、保管しておいてください。

13. 所要費用について

指定病院等で不在者投票を行った場合に要した経費は、指定病院の院長等からの請求によって美郷町長選挙及び美郷町議会議員選挙にあつては選挙人 1 人について 1,236 円を本町において負担することとなります。

(参考)投票用外封筒の記載例

投票年月日

令和七年七月〇日

投票場所

〇

〇

〇

〇

〇

〇

不在者投票管理者

〇

〇

〇

〇

〇

〇

立会人氏名

〇

〇

〇

〇

〇

必ず立会人が署名(自書)すること。

※不在者投票管理者(又はその補助者(事務従事者))が記名
↑(「ゴム印でもよい」)

令和7年7月20日執行
美郷町議会議員一般選挙

不在者投票

(外封筒)

美郷町選挙管理委員会之印

注意
投票者欄の氏名は必ず自分で書いてください。
(代理記載人氏名)

投票者

〇

〇

〇

〇

投票区名

選挙人名簿
登録番号

男女別

男

女

注意
代理投票の仮投票の場合のみ代理記載人氏名を書いてください。